

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

独立行政法人家畜改良センター
平成21年度 第3四半期

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	備考
家畜改良センター奥羽牧場農機具庫新築工事	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成21年11月6日	川村建設工業(株) 青森県十和田市西二十一番町58番12号	契約事務取扱規程第27条第2項(入札の結果、落札者がいなかったため、契約事務取扱規程第27条第2項により随意契約に移行。)	12,618,900	12,600,000	99.9%		16	
燃料(免税軽油)購入	家畜改良センター岩手牧場長 白戸 綾子 岩手県盛岡市下厨川字穴口72-21	平成21年12月28日	(株)宮田燃料 岩手県盛岡市開運橋通4-12	契約事務取扱規程第27条第2項(入札の結果、落札者がいなかったため、契約事務取扱規程第27条第2項により随意契約に移行。)	-	101,745	-		16	単価契約 1,729,665円
後代検定候補種雄牛購入	家畜改良センター十勝牧場長 鈴木 一男 北海道河東郡音更町駒場並木8番地1	平成21年10月8日	ホクレン農業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北4条西1丁目3番地	会計規程第53条第1項第1号(乳用種雄牛後代検定推進事業における国産候補種雄牛の計画購入のため)	-	3,197,581	-		19	
肉用牛黒毛和種子牛購入	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成21年10月19日	(株)はざま牧場 宮崎県都城市野々美谷1934番地1	会計規程第53条第1項第1号(家畜改良センターにおける中期計画において、「候補種雄牛等の生産・供給の過程で必要な肥育検定を行う。」とされており、本年度より社団法人家畜改良事業団が実施する肉用牛産肉能力平準化促進事業に係る現場後代検定の一部を実施することとしている。この現場後代検定は、候補種雄牛の産子を肥育調査し、候補種雄牛の能力を把握することを目的としている。調査牛の生産は家畜改良事業団が都道府県の畜産団体に委託して実施しており、生産された調査牛は家畜改良事業団が作成する「調査牛の配置計画」に基づき後代検定協力が購買することとなっている。このため、家畜改良センターにおいて現場後代検定を実施するためには、調査牛を生産した畜産団体から購入する必要がある。)	-	1,664,673	-		19	
肉用牛黒毛和種子牛購入	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成21年10月20日	全国農業協同組合連合会山形県本部 山形県山形市大字風間字地藏山下2068	会計規程第53条第1項第1号(家畜改良センターにおける中期計画において、「候補種雄牛等の生産・供給の過程で必要な肥育検定を行う。」とされており、本年度より社団法人家畜改良事業団が実施する肉用牛産肉能力平準化促進事業に係る現場後代検定の一部を実施することとしている。この現場後代検定は、候補種雄牛の産子を肥育調査し、候補種雄牛の能力を把握することを目的としている。調査牛の生産は家畜改良事業団が都道府県の畜産団体に委託して実施しており、生産された調査牛は家畜改良事業団が作成する「調査牛の配置計画」に基づき後代検定協力が購買することとなっている。このため、家畜改良センターにおいて現場後代検定を実施するためには、調査牛を生産した畜産団体から購入する必要がある。)	-	1,784,417	-		19	

独立行政法人家畜改良センター
平成21年度 第3四半期

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	備考
肉用牛黒毛和種子牛購入	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成21年10月21日	秋田県畜産農業協同組合 秋田県秋田市中通6-7-9	会計規程第53条第1項第1号（家畜改良センターにおける中期計画において、「候補種雄牛等の生産・供給の過程で必要な肥育検定を行う。」とされており、本年度より社団法人家畜改良事業団が実施する肉用牛産肉能力平準化促進事業に係る現場後代検定の一部を実施することとしている。この現場後代検定は、候補種雄牛の産子を肥育調査し、候補種雄牛の能力を把握することを目的としている。調査牛の生産は家畜改良事業団が都道府県の畜産団体に委託して実施しており、生産された調査牛は家畜改良事業団が作成する「調査牛の配置計画」に基づき後代検定協力者が購買することとなっている。このため、家畜改良センターにおいて現場後代検定を実施するためには、調査牛を生産した畜産団体から購入する必要がある。）	-	4,615,211	-		19	
後代検定候補種雄牛購入	家畜改良センター十勝牧場長 鈴木 一男 北海道河東郡音更町駒場並木8番地1	平成21年11月10日	ホクレン農業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北4条西1丁目3番地	会計規程第53条第1項第1号（乳用種雄牛後代検定推進事業における国産候補種雄牛の計画購入のため）	-	2,621,709	-		19	
平成22年サイエンス・ダイレクト利用による電子ジャーナルの年間購読	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成21年11月13日	エルゼビア・ジャパン（株） 東京都港区東麻布1-9-15 東麻布1丁目ビル4階	会計規程第53条第1項第1号（今回購読を希望するタイトルの外国雑誌は、その出版社であるオランダ法人のエルゼビアB.V.により、電子ジャーナル「サイエンス・ダイレクト」として提供されるものであり、日本での取り扱いについては、日本支社であるエルゼビア・ジャパン株式会社のみであるため。）	-	1,601,456	-		12	
肉用牛黒毛和種子牛購入	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成21年11月25日	全国農業協同組合連合会山形県本部 山形県山形市大字風間字地藏山下2068	会計規程第53条第1項第1号（家畜改良センターにおける中期計画において、「候補種雄牛等の生産・供給の過程で必要な肥育検定を行う。」とされており、本年度より社団法人家畜改良事業団が実施する肉用牛産肉能力平準化促進事業に係る現場後代検定の一部を実施することとしている。この現場後代検定は、候補種雄牛の産子を肥育調査し、候補種雄牛の能力を把握することを目的としている。調査牛の生産は家畜改良事業団が都道府県の畜産団体に委託して実施しており、生産された調査牛は家畜改良事業団が作成する「調査牛の配置計画」に基づき後代検定協力者が購買することとなっている。このため、家畜改良センターにおいて現場後代検定を実施するためには、調査牛を生産した畜産団体から購入する必要がある。）	-	3,835,764	-		19	

独立行政法人家畜改良センター
平成21年度 第3四半期

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	備考
肉用牛黒毛和種子牛購入	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成21年11月26日	秋田県畜産農業協同組合 秋田県秋田市中通6-7-9	会計規程第53条第1項第1号（家畜改良センターにおける中期計画において、「候補種雄牛等の生産・供給の過程に必要な肥育検定を行う。」とされており、本年度より社団法人家畜改良事業団が実施する肉用牛産肉能力準化促進事業に係る現場後代検定の一部を実施することとしている。この現場後代検定は、候補種雄牛の産子を肥育調査し、候補種雄牛の能力を把握することを目的としている。調査牛の生産は家畜改良事業団が都道府県の畜産団体に委託して実施しており、生産された調査牛は家畜改良事業団が作成する「調査牛の配置計画」に基づき後代検定協力者が購買することとなっている。このため、家畜改良センターにおいて現場後代検定を実施するためには、調査牛を生産した畜産団体から購入する必要がある。）	-	1,646,270	-		19	
家畜改良センター会計システムの保守	家畜改良センター理事長 矢野 秀雄 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一	平成21年11月27日	神田通信機（株） 東京都千代田区神田富山町2-4	会計規程第53条第1項第1号（会計システムは、リース物件のため、所有権は神田通信機（株）が有しており、また、平成13年度導入後、家畜改良センターの会計事務処理の実情にあわせて数回のカスタマイズを行っており、家畜改良センターに特化したものとなっているため、保守業務は神田通信機（株）に限定される。）	-	1,386,000	-		19	

3. 本表は、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）記3.の記載方法に準じて記載する。

4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」